租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		地域データセンター整備促進税制の創設
2	対象税目		(国税3)(法人税:義)
			(地方税7)(固定資産税:外)
			【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等	の内容	 《内容》
			東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデ
			ータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事
			業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従
			って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。
			(1)対象者
			特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)の規定に基
			づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者
			(2)対象設備
			実施計画に従って取得した電気通信設備
			①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装
			置、非常用発電機※1
			※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。
			(3)措置内容
			法人税:取得価額の30%の特別償却
			固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)
			《関係条項》
			_
4	担当部局		総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
5	評価実施時期及び分析		評価実施時期: 平成 29 年8月 分析対象期間: 平成 30 年度~31 年度
6	対象期間 租税特別措置等の創設		
	年度及び改正経緯		
7	適用又は延長期間		平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(適用:2年間)
8	必要性 ① 政策		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		ゾその	IoT 時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれ
	根拠	<u>ም</u>	る中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分
			散して国土強靭化を実現する。
			《政策目的の根拠》
			〇 国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議決定)
			第1章 国土強靱化の基本的考え方
			4 特に配慮すべき事項 (民間投資の促進)
			(以川汉貝ツ灰匹/

		:		
				民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓
				発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投
				資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すととも
				に、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほ
				か、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の
				見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。
		2	政策体系	平成 30 年度概算要求における政策評価体系図
			における	【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】
			政策目的	V. 情報通信(ICT政策)
			の位置付	2. 情報通信技術高度利活用の推進
			tt.	4. 情報通信技術利用環境の整備
	-	②	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		9	及びその	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			実現によ	一成 26 年度不時点の「間3点の)」 プピンテーのサーバール 公面領] ² の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」 ^{※3} における比率(以下「指
			る寄与	め「至国のケータピンターのケーハールー公園復」 における比率(以下・損 標の比率 という。)を、平成 28 年度末時点で約 57.85%であるものを、平成 38
			の分子	
				(2026)年度末までの 10 年間で 1%下げることを目標とする(平成 31 年度末時
				点の目標値は 57.55%。)。
				※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1
				※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における
				全国のサーバールーム面積
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				現在、データセンターの約6割が東京圏に分布していることから、地域にお
				けるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与すること
				により、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒック
				の地域分散化に寄与するものである。
9	有効性	1	適用数等	平成 30 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者
4	等			│ │ 平成 31 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者
				│ │※業界団体へのヒアリング等により下記のとおり推計。
				データセンター事業者は平成28年度末で357者(データセンタービジネス市
				場調査総覧 2017 年版(株式会社富士キメラ総研)より)であり、そのうち電気
				通信事業者は316者。業界団体へのヒアリングの結果、64者に確認を行い、2
				者より「適用見込み」、20 者より「適用を検討する」と回答があった。
				「適用見込み」の回答者は100%適用すると考えられることから、事業者の
				割合より、10 者の適用が推計される。
				計日より、10 日の週 用が揺 日 これ る。 316 者×2 者÷64 者×100%=10 者
				310 名 へ 2 名 : 04 名 へ 100 % - 10 名
				者の割合より、30 者の適用が推計される。
				316 者×20 者÷64 者×30%=30 者
				上記より、平成 30、31 年度の 2 年間で合計 40 者が適用を受けるための設
			. h.l	備投資を行う見込みであると推計される。
		2	減収額	平成 30 年度減税額(法人税):557(百万円)
				平成 31 年度減税額(法人税):572(百万円)
				初年度減税額(固定資産税):0(百万円)
				平年度減税額(固定資産税):134(百万円)
				※詳細は別添参照

③ 効果・税収

減是認効果

《効果》

本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。

本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成24年度末から平成28年度末までの実績*4より、平成31年度末時点で約57.99%になるものと推計される(平成30年度及び平成31年度の2年間での全国のデータセンターのサーバールーム面積は92,514㎡増(平成31年度末で累計1,455,741㎡)、このうち1都3県のデータセンターのサーバールーム面積は54,866㎡増(平成31年度末で累計844,215㎡)と見込まれる)。業界団体へのヒアリングによれば、本措置により、平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.49%低減して、約57.50%となり、平成31年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目標の実現に十分に寄与するものである。

※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における データセンターのサーバールーム面積

※効果については次のとおり推計。

データセンタービジネス市場調査総覧 2017 年版より以下のとおり。

平成30年度の対象設備の投資総額(見込み):142,760百万円・・・①

平成 31 年度の対象設備の投資総額(見込み):146,740 百万円 …②

平成 28 年度末時点のデータセンター事業者数:357 者 …③

平成 28 年度の対象設備の投資総額:111,790 百万円 …④

平成 28 年度の増加サーバールーム面積: 48.940 ㎡ …⑤

これより、平成30年度(20者適用見込み)では7,998百万円の対象設備の 投資、平成31年度(20者適用見込み)では8,221百万円と推計される。

- ①142,760 百万円×20 者÷3357 者=7,998 百万円 ····⑥
- ②146,740 百万円×20 者÷3357 者=8,221 百万円 …⑦

そのため、本税制の効果により平成30年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバールーム面積は3,501㎡、平成31年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバールーム面積は3,599㎡と推計される。

- ⑥7,998 百万円×⑤48,940 ㎡÷④111,790 百万円=3,501 ㎡ ····⑧
- (7)8,221 百万円×5)48,940 ㎡÷④111,790 百万円=3,599 ㎡ ····⑨
- 83,501 m + 93,599 m = 7,100 m

また、本措置を講じない場合は、同資料2013~2017年版より最小二乗近似により下記のとおり推計される。

平成31年度末の全国のサーバールーム面積(見込み):

1,455,741 m ···· 10

平成 31 年度末の1都3県のサーバールーム面積(見込み):

844,215 m ··· (1)

これより、効果として1都3県のサーバールーム面積の減少率は、平成30年度は0.24%、平成31年度は0.25%と推計される。

- $63,501 \text{ m} \div 101,455,741 \text{ m} = 0.24\%$
- $73,599 \text{ m} \div 101,455,741 \text{ m} = 0.25\%$

また、本措置を講じない場合の平成31年度末時点での「指標の比率」は57.99%となる。

 $10844,215 \text{ m} \div 1001,455,741 \text{ m} = 57.99\%$

これより、本措置により、平成31年度末時点で「指標の比率」は57.50%とな

				ることが見込まれる。
				57.99%-0.24%-0.25%=57.50%
				37.99% -0.24% -0.23% -37.30%
				《税収減を是認するような効果の有無》
				地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情
				報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の
				大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが
				可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税収減を是認す
				る効果があると考えられる。
10	相当性	1	租税特別	広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセ
			措置等に	ンティブを確保することが妥当である。
			よるべき	
			妥当性等	
		2	他の支援	本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法
			措置や義 務付け等 との役割 分担	(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」を
				はじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第 18 条等)、消費者保護に関する
				規律(法第 26 条等)、電気通信設備に関する規律(法第 41 条等)等が適用さ
			<i>,,</i> ,	れる。
		3	地方公共	地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通
			団体が協	が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。
			力する相	
			当性	
11	有識者の見解		解	_
12	前回の事前評価又は事			_
	後評価の実施時期			

別添

地域データセンター整備促進税制 減税見込額

データ通信課

【法人税】特別償却30%

平成 30 年度減税額:557 百万円 平成 31 年度減収額:572 百万円

- 1. サーバー、ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置(UPS)、非常用発電機
 - ① 平成30年度投資見込額※1:7,998(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額※1:8,221(百万円)※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 特別償却率:30%
 - ④ 法人税率:23.2%

平成 30 年度減税額: ① \times ③ \times ④=557(百万円) 平成 31 年度減税額: ② \times ③ \times ④=572(百万円)

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

【固定資産税】取得後5年間課税標準1/2

初年度減税額:0百万円

平成 31 年度減税額: 47 百万円

平年度減税額:134百万円

- 1. サーバー (5年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額※2:4,782(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額^{※2}: 4,905(百万円) **※20** 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:4,843(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.369
 - ⑤ 半年償却率: 0.1845
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - (7) 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(1-⑥)×(1-⑥)

平年度減税額: $((1-4)^4\times1+(1-4)^3\times2+(1+(1-4)+(1-4)^2)\times3)\times(1-5)$ × $(1-6)\times7$

=67.5 (百万円)

- ※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計
- 2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)
 - ① 平成30年度投資見込額※3:445(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成31年度投資見込額※3:445(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:445(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.319
 - ⑤ 半年償却率: 0.1595
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(7=2.6(百万円)

平年度減税額: $((1-4)^4\times(1+(1-4)^3\times(2+(1+(1-4)+(1-4)^2)\times(3)\times(1-5))$

 $\times (1-6)\times (7)$

=7.0 (百万円)

- ※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計
- 3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)
 - ① 平成 30 年度投資見込額 *4 : 2,099(百万円) * 20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ② 平成 31 年度投資見込額※4: 2,226(百万円)※20 者あたりの対象設備投資見込額
 - ③ 平年度投資見込額:2,162(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
 - ④ 償却率: 0.226
 - ⑤ 半年償却率: 0.113
 - ⑥ 課税標準:1/2
 - ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(7=13.0(百万円)

平年度減税額: $((1-4)^4\times(1+(1-4)^3\times(2+(1+(1-4)^2)\times(3)\times(1-5))$

 $\times (1-6)\times (7)$

=42.9 (百万円)

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計

4. 非常用発電機(15年償却)

- ① 平成30年度投資見込額※5:672(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成31年度投資見込額※5:644(百万円)※20者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 平年度投資見込額:658(百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額
- ④ 償却率: 0.142
- ⑤ 半年償却率: 0.071
- ⑥ 課税標準:1/2
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%

平成 31 年度減税額: ①×(1-⑤)×(1-⑥)×(1-⑥)×(1-⑥)

平年度減税額: $((1-4)^4\times1+(1-4)^3\times2+(1+(1-4)+(1-4)^2)\times3)\times(1-5)$

 $\times (1-6)\times (7)$

=16.1 (百万円)

※5 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額 より推計

固定資產税減税額総額

平成 31 年度

- (1の平成31年度減税額)+(2の平成31年度減税額)
- +(3の平成31年度減税額)+(4の平成31年度減税額)
- =47 (百万円)

平年度

- (1の平年度減税額)+(2の平年度減税額)+(3の平年度減税額)
- +(4の平年度減税額)
- =134 (百万円)